

非常勤講師の公募について

このたび、お茶の水女子大学附中学校において、下記の要領により非常勤講師を公募します。
ご希望の方は書類を調べて期限内にご提出ください。

記

1. 職名及び人員 非常勤講師 1名～3名
2. 勤務場所 国立大学法人お茶の水女子大学附属中学校
住所：東京都文京区大塚2丁目1番1号
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
3. 教科 英語科
4. 勤務形態 ①一般生クラス 1年生 週3時間程度（週1日）
②一般生クラス 2年生 週4時間程度（週1日）1名
③一般生クラス 3年生 週4時間程度（週1日）1名
④英語圏帰国生クラス 週4時間程度（週2日）1名
（①②③④を組み合わせて1～3名の方にお問い合わせすることも可能。応相談。）
5. 職務内容 (1)英語科の授業および授業に付随する業務
(2)定期考査等の作成・採点・成績処理等
6. 応募資格 中学校教諭一種免許状（英語）取得者または2021年度末までに取得見込みの方
7. 雇用期間 2022年4月1日以降手続き完了日～2023年3月31日
試用期間 採用日から3ヶ月間（職務内容、労働条件は同じ。）
年度毎に労使双方の合意により更新することが有り得る。
8. 就業時間 8時40分～15時00分の間で授業がある時間のみ。（授業のコマ数による。応相談。）
9. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則による。
休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を基本として、別途勤務日及び勤務時間表による。
休暇：年次有給休暇（採用日より6月経過後）、病気休暇、特別休暇
10. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき支給する。
時間給 1,500円～2,000円程度（2021年度基準）
期末・勤勉手当は支給しない。
税金を控除する。
11. 旅 費 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤講師等旅費支給基準に基づき旅費（交通費）を四半期ごとに一括して支給する。
ただし、居住地又は勤務先から本学までの徒歩による距離が2km未満の場合は支給しない。
12. 退職手当 支給しない。
13. 加入保険 労災保険
14. 雇用主 国立大学法人お茶の水女子大学長
15. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項 キャンパス内全面禁煙

16. 提出書類 (1) 履歴書
(所定の履歴書フォームを使用すること。)
(2) 教員免許状の写し (教員免許の更新講習修了者は修了確認証明書の写し)
(3) 自己PR文 (書式自由)
(4) 返信用葉書 (書類受理通知用、宛先明記のこと。)
(5) 返却を希望する場合は応募書類返送用封筒【備考】参照
なお、(1)～(3)は、書式をA4判に統一すること。
17. 選考方法 (1) 第1次選考 書類による選考
*選考結果は、1月21日(金曜日)頃までに本人宛に電話で連絡いたします。
(2) 第2次選考 面接による選考(日時は第1次選考結果の連絡の際に相談して決定。)
*実施の詳細は、第1次選考合格者に、第1次選考結果と併せて通知します。
*面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。
18. 提出期限 2022年(令和4年)1月18日(火)必着
19. 提出方法 応募書類は封筒表面に「附属中学校英語科非常勤講師応募書類在中」と朱記し、書留又は簡易書留で郵送のこと。
20. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号
国立大学法人 お茶の水女子大学附属中学校長 池田全之 宛
21. 問合せ先 お茶の水女子大学附属中学校 副校長 佐々木善子
TEL 03-5978-5862 (代表) FAX 03-5978-5863

【備考】

1. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報は正当な理由なしに第三者へ提供することはありません。なお、応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますので御了承下さい。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒(切手等貼付、返送宛先明記)を同封して下さい。
2. 本学は、次世代育成支援対策推進法(第13条)に基づく基準適合一般事業主(子育てサポート企業)として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



活動期間				社会活動	
年	月		年	月	内容
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

		受賞歴	
年	月	内容	

有・無	刑罰・処分歴			刑罰・処分の種類とその内容
	年	月	日	

特記事項・本人希望記入欄	通勤時間	
	約	時間 分
	扶養家族（配偶者を除く）	
	人	
	配偶者	配偶者の扶養義務
	有・無	有・無

本書類に記入した事実は事実に相違なく、虚偽の記入があった場合には、採用が取り消し得ることについて了承します。

また、私は、学校教育法第九条に該当していません。

年 月 日

名前

【記入上の注意】

※職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。なお、在宅期間については、勤務先の欄に「在家庭」と記入すること。

※刑罰・処分歴の欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：「児童・生徒等に対するわいせつ行為による懲戒免職処分」「部活動での体罰による減給処分」）を記入すること。

※学校教育法第9条第1号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、

①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間

にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者